

西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金（以下「助成金」という。）の適正な執行を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設に所属する獣医師をいう。
- (2) 手術 前号に規定する獣医師による雌猫の避妊手術及び雄猫の去勢手術をあわせた猫の手術をいう。
- (3) 助成金 所有者のいない猫に対する手術費用（以下「手術費用」という。）、手術のための活動に伴う費用（以下「諸経費」という。）及び手術に伴うノミダニ駆除に要する費用（以下「ノミダニ駆除費」という。）に対する助成をいう。
- (4) 合意書 所有者のいない猫対策活動合意書（様式第1-1号）をいう。
- (5) 活動団体登録申請書 所有者のいない猫対策活動団体登録申請書（様式第1-2号）をいう。
- (6) 交付申請書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付申請書（様式第2号）をいう。
- (7) 交付決定通知書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付決定通知書（様式第3号）をいう。
- (8) 不交付決定通知書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金不交付決定通知書（様式第4号）をいう。
- (9) 報告書 不妊手術実施報告書（様式第5号）をいう。
- (10) 交付額確定通知書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付額確定通知書（様式第6号）をいう。
- (11) 請求書 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金請求書（様式第7号）をいう。
- (12) 市長 西宮市長をいう。

(目的)

第3条 この要綱に定める助成金の交付は、所有者のいない猫に不妊手術を行う際に、その費用の一部等を助成することにより、繁殖を抑制し、所有者のいない猫の数を減らすとともに、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。

(対象動物)

第4条 助成金の交付の対象となる所有者のいない猫は、西宮市内に生息する猫であって、第9条に規定する交付決定通知書に記載された活動地域に生息するものに限る。

(助成金額及び上限)

第5条 手術費用の助成額は、手術対象猫1匹につき雌12,000円・雄6,000円とする。ただし、

手術費用が助成額を下回る場合は、手術費用を上限として助成する。

- 2 諸経費の助成額は、手術をした猫 1 匹につき 1,000 円を交付する。
- 3 ノミダニ駆除費の助成額は、ノミダニ駆除を実施した場合に限り手術をした猫 1 匹につき 1,000 円とする。ただし、ノミダニ駆除費が助成額を下回る場合は、ノミダニ駆除費を上限として助成する。
- 4 助成金の総額は、予算の範囲内とする。

(対象者)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、西宮市所有者のいない猫対策活動員設置要綱に規定する「所有者のいない猫対策活動員の証」の交付を受けた者とする。

(合意書)

第 7 条 第 3 条の目的のため西宮市所有者のいない猫対策活動指針に沿った活動（以下「活動」という。）を行い、助成金の交付を受けようとする者は、活動する地域を代表する者（自治会長等）に、合意書による活動の合意を得なければならない。

ただし、地域の諸事情により地域合意を得ることができず、所有者のいない猫への捕獲・手術・元のテリトリーへ戻すという一連の活動（以下「TNR 活動」という。）を行わなければ、所有者のいない猫の増加により周辺的生活環境の悪化が顕著に認められる場合において、次の各号の要件を全て満たす場合は、合意書による活動の合意に代えることができる。

- (1) 地域での活動が所有者のいない猫への TNR 活動のみであること。
- (2) 前号の TNR 活動期間が 3 ヶ月以内であること。ただし、3 ヶ月経過後も継続して TNR 活動を行う場合に限り、新たに 1 ヶ月以内の延長申出を行うことができる。
- (3) TNR 活動を行う地域内の住民 3 世帯（同一住所別世帯は除く。また TNR 活動実施場所が敷地内の場合は当該住所世帯を含むこと。）以上と西宮市所有者のいない猫対策活動員 1 名以上で手術活動団体（以下「活動団体」という。）として活動団体登録申請書をあらかじめ市長に提出していること。
- (4) 活動団体自身で TNR 活動する地域を代表する者や施設の管理者等に対し、あらかじめ TNR 活動の説明等を実施し、同意が得られるよう努めていること。
- (5) 前号の説明が適切に実施されたかを動物管理センター職員が直接地域を代表する者等からの聞き取り等により確認できること。

(交付申請)

第 8 条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書に合意書又は活動団体登録申請書を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、交付申請を行う活動地域において、過去に合意書を提出済みの場合は合意書の提出を省略することができる。

- 2 交付申請書の受理は、助成金額が予算を超えない範囲で行い、以後は受理しないものとする。
- 3 交付申請書の助成金申請額は、一度の申請につき、次の各号に定める金額の合計額を上限とする。

- (1) 第5条第1項に規定する雌猫1匹の手術費用の助成額に10を乗じた額
- (2) 第5条第2項に規定する諸経費の助成額に、以下の数式により算出された値を乗じた額(申請雌猫匹数×2+申請雄猫匹数)
- (3) 第5条第3項に規定するノミダニ駆除費の助成額に、前号の数式により算出された値を乗じた額

(交付決定)

第9条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、関係職員に当該申請に係る地域の調査を行わせる等により審査を行い、その申請が適正であると認められる場合は、交付決定通知書を交付する。

- 2 前項の審査により、申請が不適切であると判断される場合は、不交付決定通知書を交付する。
- 3 第1項に規定する交付決定通知書の交付を得た者(以下「被承認者」という。)は、交付決定を受けた第5条第1項から第3項の各助成額の範囲内で活動しなければならない。

(手術の実施等)

第10条 被承認者は、当該地域の所有者のいない猫の手術を獣医師に依頼するものとし、報告書に必要事項を記載の上、獣医師に提出するものとする。

- 2 獣医師は、手術の済んだ猫に対し、他の所有者のいない猫と識別するための措置として耳カットを施すものとする。
ただし、当該猫が手術後に保護又は譲渡が決まっており、かつ屋内飼養となる場合においては、その限りではない。
- 3 獣医師は、報告書に記名のうえ被承認者に返還するものとする。
- 4 被承認者は、第1項及び第2項に定める手術実施後、交付決定通知書において定める期間内に、市長に報告書と獣医師の発行する手術代金の領収書を提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う当該申請に係る地域の調査等により、その報告の内容が適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を交付額確定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該報告の内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置を当該被承認者に対し、命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令を受けた被承認者は、当該命令に従うとともにその結果を、直ちに市長に報告しなければならない。

(交付請求)

第12条 被承認者は、助成金の交付を受けようとするときは、請求書に交付額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の請求をした者に、第11条の規定により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

(助成金の取消及び返納)

第14条 市長は、被承認者又は前条の助成金の交付を受けた者で、助成金の手続において、虚偽の申請等この要綱に違反する事項があったと認めるときは、交付の決定の取消、又は交付した助成金を市に返納させることができる。

(補則)

第15条 助成金の交付等に関し、この要綱に定めのない事項については、西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）の例による。

(補則)

第16条 この要綱に定める様式のほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年12月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。